



立 国 運 第 24 号
令和 7 年 1 月 16 日

立川市長 酒 井 大 史 様

立川市国民健康保険運営協議会
会 長 黒 川 重 夫



立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について（答申）

本協議会は、令和 6 年 11 月 25 日付立保保第 3130 号をもって諮問のあった事項について、慎重に審議し、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

- 1 諮問事項 財政健全化計画及び保険料について
- 2 審議の経過

本協議会における保険料賦課の基本的な考え方は、「国民健康保険事業の持続可能で安定的な運営を行うために必要な措置として、毎年度発生する自然増（減）は当該年度に解消した上で、歳入不足を補う一般会計からの法定外繰入金については、財政健全化計画に基づき段階的に削減する。」としているところである。

しかし、新型コロナウイルス感染症や、急激な物価上昇による市民生活への影響を考慮し、立川市の国民健康保険事業においては、保険料を令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間、平成 31 年度水準に据え置いてきた。また、賦課限度額については、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間は据え置きとしてきたが、国の定めた法定上限額からの乖離も大きくなってきたため、令和 5 年度は、基礎賦課額分を、令和 6 年度は後期高齢者支援金分をそれぞれ 2 万円引き上げることとした。

この間、医療給付費の増加等によって、法定外繰入金が大幅に増加する中、国の進める都道府県における保険料水準の統一化に向けて、各市区町村は、期限を定めて法定外繰入金の削減に取り組むこととなるなど、国保制度を取り巻く環境が大きく変化したことから、財政健全化計画の見直しを行うこととした。

また、この計画の見直しに伴い、令和 7 年度の保険料については、相互扶助の観点から均等割額及び所得割率を引き上げ、賦課限度額については、法定上限額の引き上げ幅に合わせ、基礎賦課額分及び後期高齢者支援金分を引き上げることとした。

審議の中で、「国保は市民が退職してから入る制度なので、一般会計からの繰入れを含めて、なるべく入りやすい仕組みを作っていくことが大事。」「財政健全化計画の期間は、国の示す 12 年間で望ましい。後世の人のことを考えると、赤字は早期に解消することが我々の責務と考える。」「国保は命と健康を守る制度なので、物価高

騰で加入者が苦しんでいる中、保険料の引き上げはするべきではない。」「このままでは、国民皆保険が破綻するのではと危惧している。保険料は引き下げるだけでなく、引き上げることもスピード感をもってやって欲しい。」などの意見が出されたが、財政健全化計画については、令和5年度決算ベースの法定外繰入金額を削減目標額とし、これを令和21年度までに解消すること、また、令和7年度の保険料については、均等割額及び所得割率の引き上げを行い、賦課限度額も国の法定上限額の見直しに合わせ、引き上げを行うということについて、賛成との意見が大勢を占めた。

3 答申事項

保険料について

(1) 令和7年度国民健康保険料率等は下表のとおりとする。

保険料 等	所得割率		均等割額		賦課限度額	
	現行	7年度	現行	7年度	現行	7年度
基礎賦課額 (医療給付費) 分	6.58/100	<u>6.68/100</u>	32,100 円	<u>32,500 円</u>	630,000 円	<u>640,000 円</u>
後期高齢者支援 金等賦課額 分	2.24/100	<u>現行と同率</u>	11,700 円	<u>現行と同額</u>	210,000 円	<u>230,000 円</u>
介護納付金 賦課額 分	1.69/100	<u>1.70/100</u>	14,500 円	<u>現行と同額</u>	160,000 円	<u>現行と同額</u>

(2) 施行時期 令和7年4月1日

財政健全化計画について

財政健全化計画は、以下のとおり見直しを行う。

現行計画（令和3年度答申時）

単位：円								
年度	～H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
赤字削減予定額	192,325,000	59,636,000	0	82,263,000	82,263,000	82,263,000	82,262,000	581,012,000



赤字削減目標額および計画期間を修正

単位：円								
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
赤字削減予定額	48,574,000	97,149,000	97,149,000	97,149,000	97,149,000	97,149,000	97,149,000	97,149,000
年度	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	合計
赤字削減予定額	97,149,000	97,149,000	97,149,000	97,149,000	97,149,000	97,149,000	97,141,000	1,408,652,000

4 主な意見

審議の中で、委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・財政健全化計画の期間は、できるだけ長くすべきと考えるが、103 万円の壁の見直しで保険料収入が減少した場合、果たして達成できるのかは疑問。
- ・マイナ保険証が進んでいけば、はしご受診や残薬がなくなったり、夕方受診を控えたりと、我々一人ひとりが医療費を減らすことで、事業費納付金を下げられる可能性もあるので、その時には、財政健全化計画の期間を短縮する道も探って欲しい。
- ・財政健全化計画の期間については、12 年という意見もあるが、物価高騰の中、急激な保険料の引き上げよりも、緩やかに上がっていく方を望むので、15 年に賛成。
- ・今の状況下では、財政健全化計画の期間は 15 年が妥当と考えるが、なるべく早く健全化を成し遂げるべき。私たち医師も、医療費全体を下げる努力を患者の皆様をお願いしていこうと思うし、理解していただけるようにしていきたい。
- ・財政健全化計画の期間は 15 年ということで賛成だが、これから先、財政が大きく変わってきた時には、途中で見直すことをぜひやって欲しい。保険料を引き上げないと、ひょっとしたら今後、医療の質が落ちるかもしれない。
- ・賦課限度額は、立川市は他市と比べて少ないので、103 万円への引き上げに賛成。財政健全化計画の期間は、保険料を一気に上げて、払えない人が出てくるのもよろしくないのでは、少しずつ上げていく 15 年で良いと思う。
- ・確実に財政健全化をしていくためには、均等割額、所得割率をともに引き上げるのが良い。心情的には所得のない方には軽減してあげたいが、我々被保険者も応分の負担をしていくことが必要。
- ・所得割の比率を高めることによって、今、一番お金を必要としている中間所得層の子育て世代の負担が大きくなってしまふことが心配。均等割額の引き上げ額がこの額で良いのか、もう少し議論が必要。
- ・国保制度を維持しなければならないため、保険料の引き上げには賛成するが、所得のない方については、ある程度配慮して欲しい。
- ・人口減少が進む中、子どもが多い世帯に負担がかかる均等割額の引き上げには本来反対だが、国保財政の健全化のためには、均等割額と所得割率の両方を引き上げることもやむを得ないと考える。
- ・均等割額と所得割率の両方の引き上げを支持する。加入者の皆さんが応分の負担をすることが、この国保のシステムを維持するところの一つであると思う。高額所得の方ほど負担が大きく申し訳ないが、よろしく願いたい。
- ・賦課限度額をコロナ禍で引き上げなかったのは、立川市が努力して頑張ってきた結果だと思う。世界に誇れる長寿のための国保なので、保険料の引き上げについても、皆で賄うべきところは、これからも賄っていかなければならないと思う。